

## 第 51 回原子力規制委員会 臨時会議の開催のお知らせ

### 日時

2021 年 1 月 26 日（火） 10:30～12:00

### 議題（予定）

- 議題 1 中央制御室外原子炉停止盤のデジタル化に伴う核物質防護規定の変更認可申請に対する審査書の取りまとめについて
- 議題 2 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工事業許可処分（MOX燃料加工施設）に係る異議申立てに対する決定について（案）

### その他

議題 1 については、核物質防護に関する情報を取り扱うものであるため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあります。したがって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）を扱うことから、原子力規制委員会議事運営要領 7 条（以下「要領」という。）の規定に基づき、会議を公開しないこととします。

なお、要領 8 条の規定に基づき、資料（不開示情報を含むものに限る。）及び議事録についても同じ理由により、公開しないこととします。そのため、会議終了後速やかに資料（不開示情報を含まないものに限る。）及び議事要旨をホームページにおいて公開します。

議題 2 については、原子力規制委員会が自ら行ったとみなされる処分<sup>※1</sup>の適否及び不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げ

※1 本件は、経済産業大臣が平成 22 年 5 月 13 日に決定した日本原燃株式会社再処理事業所の核燃料物質の加工施設の事業許可（以下「本件事業許可」という。）について、処分庁たる経済産業大臣に異議申立てをしたものであるが、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）の施行に伴い、同法附則第 3 条第 1 項により、同法施行前の本件事業許可処分は、原子力規制委員会がした処分とみなされる。

られ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、要領第 7 条及び第 8 条の規定に基づき本会議及び議事録を公開しないこととします。

そのため、会議終了後、本決定を申立人に送達した後に、資料及び議事要旨をホームページにおいて公開します。

## 本件の問い合わせ先

### ○会議に関すること

原子力規制庁

長官官房 委員会運営支援室

TEL : 03-5114-2108

### ○内容に関すること

原子力規制庁

長官官房 放射線防護グループ 核セキュリティ部門（議題 1）

TEL : 03-5114-3352（代表）

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門（議題 2）

TEL : 03-5114-2117